

すこやか笑顔と健康を守る

# 国保だより

NO.96

発行：野田市 国保年金課

☎7125-1111 内線3115～3118

平成30年10月1日

## 人間ドック費用助成や 健康ポイントで健康づくりを支援

市では、国民健康保険に加入されている皆さんに、健康維持に向けて積極的に取り組んでいただこうと、人間ドック検査費用の一部助成、ポイントに応じた特典がもらえる健康ポイント事業、無料の特定健康診査・若者健康診査を実施しています。

### 人間ドック費用助成

【内容】人間ドック検査費用の2分の1（上限2万円）を助成

【要件】次のすべてに該当する方

- ①申請日に国民健康保険に加入して1年以上で請求時に継続して被保険者である方
- ②年度当初に18歳以上の方
- ③国民健康保険料（税）に未納がない世帯に属する方

- ④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方

※市の実施する健康診査を同年度中に受診した場合は、助成を受けることは出来ません。

### 健康ポイント事業

【内容】ポイント台帳記載の内容を実施し、一定ポイントがたまつた方は、景品と交換できます。

【要件】年度当初18歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者

【景品】千ポイント単位で、1口目は野田市共通商品券（千円分）、2口目以降は野田市共通商品券（千円分）、クオカード（千円分）、まめバス回数券（千100円分）から1つ選択 最高3口まで

【対象期間】平成31年1月31日まで  
【申請期間】平成31年2月1日から  
2月28日までに国保年金課へ（郵送可）

### 特定健康診査・若者健康診査

#### 【要件】

- 特定健康診査：年度内に40歳以上で国民健康保険被保険者
- 若者健康診査：年度当初18歳以上で特定健康診査該当年齢前の国民健康保険被保険者

【受診費用】無料

【受診期間】平成30年11月30日まで

【実施場所】市内指定医療機関

【申請方法】該当の方には、平成30年6月月下旬に受診券を送付しております。

還付金詐欺に  
ご注意を!!



**STOP!**  
**電話de詐欺**  
こんな手口が蔓延ってる!  
還付金もらえます手口  
カバン失くした手口  
示談金必要手口  
会社の金使い込んだ手口

**相談専用ダイヤル ヨクシコール**  
**0120-494-506**  
千葉県・千葉県警察

野田市内にお住まいの方に、市役所国保年金課の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している」などの偽りの内容の電話がかかってきてています。

市から、電話で「キヤッショカード等の番号や暗証番号を尋ねる」「ATMの操作を求める」ことは絶対にありません。野田市内にお住まいの方に、市役所国保年金課の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。

ATMに誘導するような電話は詐欺ですので、絶対に電話の指示に従うようないでください。

不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

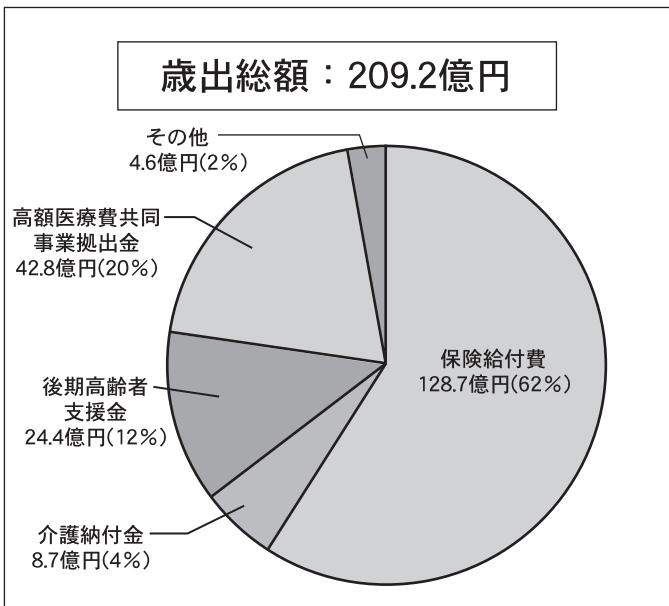
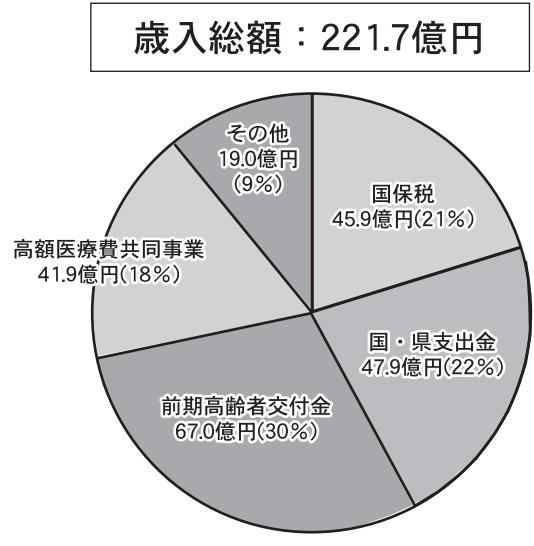
【野田警察署】☎7125-0110

# 国保特別会計の運営状況について

国民健康保険は、職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とした医療保険です。加入者の皆さんに納めていただく国保料と、国や県の負担金や交付金などを財源として、平成30年度からは市と県が一体となつて運営しています。

## 国保運営の現状

平成29年度の国保財政は、平成28年10月からの社会保険加入の要件緩和等により、被保険者が減少し、前期高齢者交付金以外の歳入は減少傾向にあります。しかし、前期高齢者交付金以外の歳入は減少傾向にあります。歳出も減少傾向にあり、収支バランスは安定した状況となっています。



歳入の総額は約221億7千万円で、加入者の皆さんに納めていただいた国保税は、全体の21%の約45億9千万円を占め、被保険者数の減により前年

度に比べ、約1億1千万円の減収となりました。歳出の総額は約209億2千万円で、主な支出は、保険給付費の約128億7千万円で、支出全体の62%を占めています。これは、病気やけがをした際に

保険者負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約3億7千万円減少しています。また、後期高齢者医療制度への支援金は約24億4千万円で前年度より約8千万円減少しています。このように加入者の減少に伴い支出が減少傾向にあり、また、徴収率が向上したことにより実質収支は黒字となりました。

## 国保財政の安定化に向けて

国保料（税）の徴収対策は、国保財政安定のためだけではなく、加入者間の負担の公正性を保つためにも大変重要です。このため、日曜・夜間の納付相談窓口の開設や、滞納者に対する給与や預金等の差押等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保健事業（特定健診・特定保健指導・若者健康診査・人間ドック検査費用助成・健康ポイント事業）に積極的に取り組み、疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理や、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組を行っています。

国保財政の安定化のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 柔道整復師による施術を受ける方へ

近年、接骨院や整骨院等が皆さまの身近にあり、気軽にご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受けた場合、健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

柔道整復師へのかか

り方を正しくご理解い

ただいた上で、施術を

受けさせていただきますよ

うお願いします。



- 健康保険が使えるもの  
(一部自己負担)
  - 骨折、不全骨折、脱臼  
(医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要)
  - 急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷  
(肉離れなど)

### 健康保険が使えないもの (全額自己負担)

× 日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり

× スポーツなどによる肉体疲労  
× 病気（神経痛・五十肩・ヘルニア等）からくる痛み

× 脳疾患後遺症などの慢性病

### 治療を受けるときの注意

① 負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合は、労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使えません。どのような原

因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。

- ② 療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

## 交通事故にあわれたときは

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすることによって国保で治療を受けられます。

交通事故にあわれたときは、まず落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。そして、国保で治療を受ける場合には、必ず市役所に届出をしてください。

なお、加害者との話し合いがつい

て示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた保険給付費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、必ず示談の前に市役所へご連絡ください。

## 医療費通知の活用を!!

③ 施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

かりつけの医師に相談しましょう。症状の改善が見られない場合、内科的要因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

「はしご受診」や「重複受診」は受診するたびに自己負担金を支払うことになります。

① かかりつけ医を持ち「はしご受診」や「重複受診」をしないようにします。

「はしご受診」や「重複受診」は受

診するたびに自己負担金を支払うことになります。

また、薬の重複使用等で体にも悪影響を及ぼします。

② 緊急時以外は診療時間内に受診します。

診療時間外に受診すると加算料が計算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担金が増えてします。

③ 領収書・明細書は保管します。

どんな医療行為を受け、それによりいくらの医療費がかかったのかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。

④ ジェネリック医薬品を活用します。

医療費通知は、確定申告に使用できます。かかるほか、皆さまがどこの医療機関に受診したかが分かるようになつてます（県外の医療機関名は記載されません）。

医療費通知に、皆さまが受診していない医療機関名の記載がありま

たら、国保年金課までご連絡ください。

生活習慣病（脂質異常症や高血圧症、糖尿病など）などの慢性的な病気で、長期間にわたって薬の服用が必要な人の場合は、薬剤の自己負担金が大きく減額されます。

また、初めて使用するお薬が長期間出された場合、ご自身の体質などをお医者さんとよく相談し、体質に合わない可能性のあるお薬は、短期間で出してもらうなど、不要なお薬が出ないように注意しましょう。

## 医療費を大切に

（医療費節約のポイント）



- ◇ 第三者行為による傷病届
- ◇ 被保険者証
- ◇ 印鑑
- ◇ 運転免許証

